

第2回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

- 1 日時 令和7年11月4日（火） 午後2時00分～4時00分  
 2 会場 小田原市生涯学習センターけやき第4会議室  
 3 出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、川崎委員、清田委員、小杉委員、瀬戸委員、伴野委員、宮嶋委員  
 市職員：【人権・男女共同参画課】内田課長、熊坂副課長、木村主任  
 5 欠席者 山本委員  
 6 傍聴者 1人

7 概要

<p><b>事務局【熊坂副課長】</b></p>	<p>皆さまこんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第2回小田原市人権施策推進委員会を開催いたします。</p> <p>本日の委員会の出席委員は8名でございます。</p> <p>委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。</p> <p>また、傍聴者は1名です。</p> <p>本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（配布資料の名前を読み上げて確認）</p> <p>資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。</p> <p>会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。</p> <p>吉田委員長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>※委員配布資料確認（過不足なし）</p>	
<p><b>事務局【熊坂副課長】</b></p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。</p> <p>吉田委員長、よろしくお願いいたします。</p>

議 題

- (1) 第1回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について

<p><b>吉田委員長</b></p>	<p>おはようございます。</p> <p>皆様におかれては、本日もお忙しいところ、時間を割いて来ていた</p>
---------------------	---

	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速ですが本日の議題に入らせていただきます。まず、「議題（１）第１回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<b>事務局【木村主任】</b>	<p>それでは、議題（１）「議題１ 第１回委員会を踏まえての委員からの意見・提案について」説明させていただきます。</p> <p>資料１をご覧ください。</p> <p>７月に開催しました第１回の委員会を踏まえ、委員の皆さまからいただいたご意見・ご提案を一覧表として記載しており、それに対する事務局としての考えを示させていただきました。</p> <p>今回は、瀬戸委員から、外国籍の住民に対する取組について、ご意見をいただいています。</p> <p>内容は、本市の高齢化社会の進行により、外国籍住民の方々が担い手となることに対して、外国籍住民の方々への見方・考え方について、様々な立場の方と関わっている委員の皆様、そして事務局で、今後の方向性を決めていきたい、というものです。</p> <p>このご意見に対して、所管課である人権・男女共同参画課からの回答について説明します。</p> <p>本市の人権施策推進指針では、「外国につながるのある人の人権」について施策の方向性を定めており、外国籍市民の意見も反映しながら、市政やまちづくりに取り組んでいくこと、としています。市の人権施策の推進のため、委員の皆様の意見をしっかりと受け止めながら進めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で、議題（１）について説明を終わらせていただきます。</p>
<b>吉田委員長</b>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様からご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
<b>瀬戸委員</b>	<p>現場での課題を見聞きする中で感じるのは、文化や言語の違いが原因で、外国籍住民の方々が高齢者や地域住民と円滑なコミュニケーションを取れない場面が多々あることです。</p> <p>例えば、介護現場では外国籍のスタッフが高齢者に対して優しく接しているにもかかわらず、言葉が通じないために施設側との誤解や摩擦が生じることがあります。</p> <p>そのため、受け入れる側の体制構築が大切であると考えます。</p>
<b>大石副委員長</b>	<p>外国籍住民の方々への取組について、日本国内でも排外的な風潮が進む場面がみられることが非常に懸念されます。</p>
<b>宮嶋委員</b>	<p>外国籍の方向けの施策だと、多言語への対応で終わってしまうことが多いですが、特に母子関連でいえば行政の保健師を通して、調査が</p>

	できる可能性があるかもしれないと感じました。
川崎委員	学校においても、例えば受験のために保護者の方に書類を書いてもらわなければいけません、通訳の方がいないと手続きを進めることが難しい場面が多いので、通訳ボランティアの方が充実してくれるとありがたいです。
大石副委員長	日本に来られる外国籍の方も増えてきているが、問題が起きてから対応するのでは遅いので、後手にならないように、先進的に取り組んでいる自治体に話を聞いたり、交流したりすることが必要だと感じます。 また、神奈川県が作成している「人権教育ハンドブック」では、「本名が名乗れる教育環境づくり」が示されており、とても大切なことだと考えています。
吉田委員長	その他、ご質問等もないようですので、議題（１）を終わらせていただきます。

(2) 人権に関する取組の自己評価の方法や評価基準等について

吉田委員長	次に、議題（２）「人権に関する取組の自己評価の方法や評価基準等について」事務局から説明をお願いします。
事務局【木村主任】	<p>それでは、議題（２）「人権に関する取組の自己評価の方法や評価基準等について」説明させていただきます。</p> <p>議題に入る前に、参考資料１、参考資料２について説明いたします。</p> <p>まず、参考資料１について、こちらは第１回委員会でもご説明しましたが、１点、補足があります。</p> <p>前回の説明では、「第２回人権施策推進委員会で、令和８～１０年度の３か年の、人権に係る取組の目標の確認をお願いする」としておりました。しかし、計画期間を令和１１～１４年度とする、本市の総合計画第２期実行計画の策定作業が令和１０年度当初に想定されることから、庁内各課の取組の目標年度を「令和９年度」としたうえで、令和７～９年度の単年度評価及び令和１０年度の総合評価を実施し、第２期実行計画策定に「人権の視点」を反映したいと考えています。</p> <p>次に参考資料２について説明します。</p> <p>参考資料２は、昨年度、人権施策推進委員会より市にいただいた答申であり、人権施策を計画的に推進するため、主に４点の内容をいただきました。①総合計画との連携強化による組織全体での推進、②人権に係る取組の振り返りと自己評価の実施、③事務事業の状況評価と行政組織全体としての推進力の評価を合わせた総合的な評価、④市民が確認し、市民の声を施策に反映する、の４点です。</p> <p>この答申内容に基づき、今回の議題に係る資料を作成していること</p>

	<p>を改めてご認識いただいた上で、議題の説明に入らせていただきます。</p> <p>資料 2-1 及び 2-2 をご覧ください。</p> <p>この資料 2-1 及び 2-2 については、先ほどの 2 点目と 3 点目の答申に基づき作成したものになります。</p> <p>資料 2-1 は上段と下段で分かれており、上段は令和 7～9 年度で使用する様式、下段は令和 10 年度に使用する様式の案でございます。</p> <p>最初に上段の令和 7～9 年度に使用する様式の内容についてご説明いたします。ここで、ご確認いただきたいのは、「当該年度の実施結果」から「人権施策推進委員会委員 記入欄」までの内容となります。「当該年度の実施結果」や「取組の振り返り」については、各課にはできるだけ具体的に記入いただきたいと考えています。</p> <p>また、委員の皆様からはその庁内各課の取組の評価に対するご意見だけでなく、必要と考えられる対策も含めて記入いただきたい、と考えています。その上で、各課にフィードバックをし、再検討を促します。</p> <p>続いて、下段の令和 10 年度に実施する様式、についてご説明いたします。ここでは、令和 7～9 年度の 3 か年の取組に係る実施結果や評価、今後の方向性についての記入欄を設けています。各課には、資料 2-2 の自己評価基準により、4 段階での評価、取組の振り返りをしていただきます。</p> <p>ここで資料 2-2 をご覧ください。令和 10 年度に実施する、総合評価については、過去の委員会での議論の内容も踏まえて、S～C の 4 段階としております。また、「改善事項が意欲的な内容である場合」として、加点を設けております。</p> <p>この加点の理由について説明します。庁内各課の取組の改善事項の内容について、すぐに実施出来るものもあれば、「人の意識を変える・醸成する」といったような、一概には評価が難しいものもあります。その場合、おのずと各課のその取組にかける時間や労力も変わってくることから、そういった部分を評価として加点してあげたらどうかと考え、設けた次第です。</p> <p>最大、5 点満点での評価をしてもらい、委員の皆様を確認いただいたうえで、各課にフィードバックすることを想定しています。</p> <p>委員の皆様には、各課の自己評価やその振り返り内容をご確認いただき、ご意見等いただければと考えています。</p> <p>以上で、議題（2）についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、具体的な取組内容等説明していただけると、様式や評価について理解しやすいと思いますので、資料 3 について事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p><b>事務局【木村主任】</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、資料3について説明します。</p> <p>こちらは、庁内各課のこれまでの取組内容や課題を踏まえて、その取組の「取組をとおした、『あるべき姿』と、「それに向けての改善事項」について、記入してもらったものをまとめた資料になります。</p> <p>この資料については、各課の取組の目標設定についてご確認いただき、ご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>なお、今回いただいたご意見は各課にフィードバックを行い、再検討していただく予定としており、第3回で本資料を更新したものを改めてお示ししたいと考えています。</p> <p>先ほど資料2-2で示した自己評価基準の「改善事項が意欲的な内容である」加点について補足いたします。</p> <p>例えば、資料3の8ページ目に、教育指導課が所管している「教育相談」の取組をご覧ください。この取組のあるべき姿として、「教育相談を充実させ、早期対応することで未然防止や早期改善となる。」、それに向けた改善事項として、「様々な相談（不登校・発達・外国につながるのある児童生徒、性的マイノリティ等）に適切な支援ができるように学校や外部関係機関等との連携を図り、安心して相談できる体制を整える。」と書かれております。</p> <p>このように、何かを実施する、という内容ではなく、体制づくりや意識醸成といったような改善事項も含まれております。こういった改善事項は一概に定量的な評価をすることは難しく、かつ、何かを実施する、といった事項に比べると、かける時間や労力も変わってくるであろうことから、「改善事項が意欲的な内容である」場合の加点を設けたい、と考えています。</p>
<p><b>吉田委員長</b></p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
<p><b>瀬戸委員</b></p>	<p>市民からの意見を反映する必要がある、と考えますがどのように反映されるのか。</p>
<p><b>事務局【内田課長】</b></p>	<p>参考資料2の答申に、人権施策を推進するための方策として、「市民が確認し、市民の声を施策に反映する」と記載されています。事務局では、庁内各課の取組を令和7年度から3年経過した段階で、総合評価を行い、報告書のような形で市民に公表することを検討しています。</p>
<p><b>宮嶋委員</b></p>	<p>「改善事項が意欲的である内容」に対する加点について、文章で表現させる考えはありますか。</p> <p>各課では、「定量的な評価が難しいから、この加点をつけたい」、「逆にもらえる加点ならもらいたい」、と様々な思いがあると思いますので、各課の思いを表現できる欄があってもいいと考えています。</p>

事務局【木村主任】	宮嶋委員にご意見いただいたように、加点をつけた理由を書いた方が、委員の皆様におかれても評価しやすくなると思いますので、検討したいと思います。
伴野委員	資料2-1の単年度で使用する様式は、令和7年度から令和9年度まで使用すると思いますが、参考資料1では令和8年度から令和10年度と記載されている点について確認させてください。
事務局【木村主任】	参考資料1で示しているのは、第1期実行計画の計画期間となりますので、令和8年度から令和10年度と記載しています。人権に係る取組の評価については、資料2-1に記載のとおり、令和7年度から令和9年度に行い、令和10年度に総合評価を行う予定です。
吉田委員長	その他、ご質問等もないようですので、議題(1)を終わらせていただきます。

(3) 人権に関する取組の目標設定について

吉田委員長	続きまして、議題(3)「人権に関する取組の目標設定について」事務局から説明をお願いします。
事務局【木村主任】	<p>繰り返しにはなりますが、改めて議題(3)「人権に関する取組の目標設定について」ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>こちらは、庁内各課のこれまでの取組内容や課題を踏まえて、その取組の「取組をとおした、『あるべき姿』と、「それに向けての改善事項」について、記入してもらったものをまとめた資料になります。</p> <p>この資料について、各課の取組の目標設定についてご確認いただき、ご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>なお、今回いただいたご意見は各課にフィードバックを行い、再検討していただく予定としており、第3回で本資料を更新したものを改めてお示ししたいと考えています。</p> <p>以上で、議題(3)についての説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様におかれては、各自で専門分野がおありかと思しますので、その部分を特に確認していただきたいと考えています。取組数も多いので、机上配布されている「提案シート」も活用していただければと思います。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問等がありましたら挙手にてお願いいたします。</p>
大石副委員長	資料3の34ページ目に「職員採用事業」がありますが、前回の委員会でも指摘した、「外国籍の方への任用制限」についての記載がないので、どのように考えているのか担当所管に確認してほしい。

瀬戸委員	<p>知り合いに障がいを持たれている子がおり、障がい児通園施設（つくしんぼ教室）など利用しているものの、預かってもらえる日数が少なく、また働いているので、ノイローゼになってしまっている。</p> <p>この資料3だと各課で取り組む個別の内容は分かる一方で、全体像が見えてこないのではないか。</p>
事務局【木村主任】	<p>資料3について確かに個別の取組ではありますが、第3回委員会では、令和7年度の取組の振り返りや今後の方向性について庁内各課に記載いただく予定です。その内容について委員の皆様に見ていただく際には、書かれていない内容も含めて意見を書けるよう、記入欄を設ける予定でありますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>また全体の評価という点では、令和10年度の総合評価を受けて、人権施策推進指針に書かれている15分野に基づき、分野ごとに評価をする予定です。</p> <p>今回のつくしんぼ教室の件については、子ども若者支援課が担当していますので、フィードバックできると思います。</p>
大石副委員長	<p>外国籍の方の教育相談については、地域と行政の連携が必要であると考えています。今は、各分野別に記載をしているが、例えば、「外国籍の方の居場所づくり」といったような総合的な視点が必要なのではないか。</p>
吉田委員長	<p>報告書を作成するときに、各課の取組を総合的に評価した文章が必要である。</p>
瀬戸委員	<p>障がいを持たれている方々から、行政の縦割りによる弊害があると聞いているので、部署間の連携を強めてほしい。</p>
吉田委員長	<p>ケアテイカーの方への支援はどの所管が担当しているのか。確認の上、取組に入れることを検討してほしい。</p>
小杉委員	<p>最近、障がいを持っている子も増えてきているので、行政と事業所の連携がうまく取れていないと感じています。市民相談に相談された方からも、職員が他の課と連携が取れていないと伺ったことがあるので、コーディネーターのような存在がいると助かると考えています。</p> <p>資料3について、その取組の課だけでなく、関連する課も書いてくれると分かりやすいです。</p>
吉田委員長	<p>以前にもワンストップ窓口の設置については議論したことがあるが、市の職員も通常の業務があるので、そういった話が上がってこない現状があります。</p> <p>そのような窓口を設置する担当課は人権・男女共同参画課だと考えていますが、いかがでしょうか。</p>
事務局【内田課長】	<p>相談窓口自体は、市民相談室や子ども相談、教育相談など多くあり、各所管で庁内連絡会議を開くなど、情報共有を行っています。</p>

	<p>ワンストップ窓口については、対応できていませんが、委員の皆様 の意見については、各課の取組の評価を記載いただく際に含めてい ければと考えています。</p>
宮嶋委員	<p>先日、県内でストーカー事件があったが、4ページの「DV 被害者の 支援・困難な問題を抱える女性への支援」の「あるべき姿」について、 「お断りしない相談体制」という内容について、市民が子育てや教育、 生活保護等の窓口相談の際に、DV や虐待に対する感度を上げるところ にもフォーカスを当ててはどうか。</p> <p>また、神奈川県調査では、30%が男性のDV 被害者となっており、 女性以外の方にどのような支援ができるのか、お示しいただけるとい います。</p>
事務局【熊坂副課長】	<p>男性被害者の窓口は県が設置しているが、小田原市で男性被害者の 相談を受け付けていない理由としては、加害者である可能性があるた めです。ただし、増えている男性被害者に対する対応については課題 を整理しながら検討を進めていきたい。</p>
伴野委員	<p>例えば、防災対策課の「災害時の広域避難所運営に向けた検討」に ついては複数の分野にまたがる取組なので、分野ごとに内容を書いて もらった方が評価しやすいと考えているがどうか。</p>
事務局【木村主任】	<p>おっしゃる通りだと思いますので、分野ごとに記載するように修正 したいと思います。</p>

(4) その他

吉田委員長	<p>続きまして、議題(4)「その他」として、委員の皆様の中で何かご 発言したい方はいらっしゃいますか。</p> <p>私からは、転入されてくる外国籍の方に対して、横浜市などはブリー フィングを行っているが、小田原市ではどのように対応をしている のか伺いたいです。</p>
事務局【内田課長】	<p>小田原市では、市のホームページに外国籍の方向けのページを作成 しており、外国語版のごみカレンダーなどを案内しています。</p>
吉田委員長	<p>窓口では何を説明していますか。</p>
事務局【熊坂副課長】	<p>小田原市で転入の手続きをする戸籍住民課では、転入の際に他にも 必要な手続きについてまとめた一覧表を市民に渡して、案内している。</p>
吉田委員長	<p>問題が起きてからでは遅いので、他市と比較して、小田原市が実施 していない取組があれば、実施できるよう検討し、遅れを取らないよ うにしてほしい。また、国際交流員の導入も合わせて検討してほしい と思います。</p>
宮嶋委員	<p>閲覧している端末がどの言語に設定しているかで、どの言語を使っ ている方がアクセスしているのか調べることはできるのではないかと 思います。</p>

	市民なのかどうかまでは判断ができませんが、一定のニーズは把握できるのではないかと考えています。
吉田委員長	小田原市も最近、外国籍の方が急増していると思うので、早急に対策を考えていただきたい。 特に多い国籍はどこですか。
事務局【内田課長】	令和6年度現在で、ベトナムの方が722人で一番多いです。
吉田委員長	それは単身者が多いのか。
事務局【内田課長】	現在、外国籍の方に対してニーズ調査を行っているが、一部の対象者に話をしているので、全体の傾向まではつかめていません。
吉田委員長	常に状況を把握していないと、何も手を打てないので、まずは状況把握をお願いしたい。
吉田委員長	それでは、議題（4）については終了といたします。

吉田委員長	以上で本日の議題はすべて終了となります。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。 事務局に進行をお返しいたします。
事務局【木村主任】	委員の皆様、本日はありがとうございました。 本日の議事に関する事で何かございましたら先ほどご説明した提案シートにより、後日、事務局へ提出していただきますようお願いいたします。次回は3月下旬ごろの開催を予定しています。 それでは、本日はこれで終了となります。ありがとうございました。